

養父市ボランティア・市民活動センター規程

平成 16 年 6 月 1 日制定規程第 1 号

(目的)

第 1 条 養父市ボランティア・市民活動センター(以下「市センター」という。)は、ボランティアの連絡調整並びに育成と活動を推進し、もって地域福祉の高揚と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(設置場所)

第 2 条 市センターは、社会福祉法人養父市社会福祉協議会(以下「本会」という。)内に置く。

(事業)

第 3 条 市センターは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ボランティア活動の連絡調整
- (2) ボランティア活動の啓発、育成
- (3) ボランティア活動の資料収集及び情報提供
- (4) ボランティア活動の関係機関、団体及び施設との連絡調整
- (5) ボランティアステーション活動の連絡調整
- (6) その他、目的達成のために必要な事業

2 本会の支部にボランティアステーション(以下「ステーション」という。)を置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) ボランティア活動の啓発
- (2) ボランティア活動のコーディネート
- (3) ボランティア活動の相談、助言
- (4) ボランティアの研修、育成
- (5) 兵庫県ボランティア・市民災害共済の加入促進

(運営委員会)

第 4 条 前条の事業を推進するため、ボランティア・市民活動センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会規程は別に定めるものとする。

(管理運営等)

第 5 条 市センターの管理運営は、本会が行い次の構成員を置く。

- (1) 所長
- (2) コーディネーター

2 所長は、本会の会長が兼ねるものとする。

3 コーディネーターは、本会の職員があたるものとする。

(経費)

第 6 条 市センターの運営に必要な経費は、本会において負担する。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、市センターの運営に必要な事項は所長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。